

## 平成20年度決算に基づく北谷町健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく北谷町健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

### 1. 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.50)	— (19.50)	13.6 (25.0)	71.0 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」にて記載しています。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載しています。

### 2. 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
公共下水道事業特別会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載しています。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載しています。

北谷町においては、すべての指標が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な財政状況であります。